渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	ただ今より、第254回総会を開会いたします。 本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第３項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名人には石井地区の戒能泰隆委員と堀江地区の井上委員のお二人にお願いいたします。 また、地元説明のため、正岡地区の徳永茂行推進委員に御出席を願っています。 よろしくお願いします。 本日は、御手元に配布されております議案書のとおり、第１号～第９号までの９件の議案が提出されておりますので、御審議のほど、よろしく、お願い申し上げます。 それでは、議案第１号～第３号までを議題といたします。 事務局から説明をいたします。
伊賀上大輔次長	それでは、議案第１号と議案第２号を御報告いたします。 令和６年９月26日～令和６年10月25日までに専決処理した案件は４条届出が３件、５条届出が15件で届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から５日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 続きまして、議案第３号を御報告いたします。 １番、本件は、強化促進法により、令和５年５月１日に設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が他の就農者へ貸すとしております。離作補償は無いとしております。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で、説明は終わりました。 本件について、御異議等ございませんか。

	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第４号、「農地法第３条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をいたします。
伊賀上大輔次長	御手元に審査基準１号～６号までを整理した農地法第３条調査票がございますので、あわせて御覧ください。それでは、御説明いたします。 まず、本総会で御審議いただく新規農業の案件５件を、一括にて御説明いたします。 ５ページの２番、３番、４番、５番、６ページの７番の譲受人は新規農業者でございます。 この度、申請地を取得、及び借受け、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 １番、譲受人は、農地約５アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ６番、譲受人は、農地約 471 アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ８番、譲受人は、農地約 864 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 以上でございます。
寺井克之会長	それでは、地元委員から補足説明をお願いします。 新規農業の案件は５件で、２番、３番、４番、５番、７番であります。 ２番は所在地が新浜地区でありますので森委員から説明をお願いします。
森一成委員	それでは御説明いたします。

	先ほど事務局から説明がありました２番の案件について、申請人は、堀江町にお住まいで、この度、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、地区審査においても真剣に農業に取り組む姿勢が見られましたのでこれを了承いたしました。 なお、この総会での御審議のほどよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	３番、４番は所在地がそれぞれ浅海地区、難波地区でありますが譲受人が同一人でありますので２件あわせて原田委員から説明をお願いします。
原田裕三委員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、浅海地区の農地を借り受け、また、難波地区の農地を譲り受けて、新規に農業を始めたいと申請に及んだものであります。農業に対する意欲も充分に見受けられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	５番は所在地が正岡地区でありますので、徳永茂行推進委員から説明をお願いします。
徳永茂行委員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、正岡地区の農地を譲り受け、新規農業をお考えであります。 農業に対する意欲も充分に見受けられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	７番は所在地が睦野地区でありますので、松村委員から説明をお願いします。
松本博信委員	それでは、御説明いたします。

	先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、睦野地区の農地を譲り受けて、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、農業に対する意欲も充分に見受けられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	事務局並びに地元説明が終わりました。 本件について、御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第５号、「農地法第５条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をいたします。
伊賀上大輔次長	それでは、御説明いたします。 １番、本件受人は、議案書記載の内容にて、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第２種農地と判断されます。 ２番、本件受人は、インターネットを利用し、食品加工品販売業を主な業務とする法人でございます。 この度、事業拡大のため、県道に面している土地を借り受け、各種食料品販売用の店舗を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある第１種農地ですが、本件は周辺地域において居住する者の、日常生活上、必要な施設で、集落に接続し設置されるものであり、例外許可事由に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。

	また、優良農地の転用であるため、今月 26 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。 ３番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある第１種農地ですが、例外許可事由の集落接続に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。 また、優良農地の転用であり、今月 26 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。 ４番、本件受人は、宗教法人でございます。 近年檀家の高齢化が進んできており、家族とともに車にて来訪される方が増加していることから、新たに申請地を露天駐車場として利用したいと、申請に及んだものでございます。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第２種農地と判断されます。 ５番、本件受人は、各種ボイラ及び水処理装置等の製造販売を行う法人でございます。 既存のフットサル場、バレーボール場などの健康増進施設の駐車場が、利用者の増加により不足しており、早急に利用者用の駐車場を確保する必要があることから、今般、露天駐車場を設置したいとして申請に及んだものでございます。 本申請地の農地区分は住宅、事業所等が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第２種農地と判断されます。 また、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。 ６番、本件受人は、土木建築業を営む法人でございます。事業拡大により事業用車両等が増加し、既存の置場が手狭となっていることから、本申請地を露天駐車場及び露天資材置場として利用したいと申請に及んだものでございます。 本申請地の農地区分は、松山市役所北条支所河野出張所から、おおむね 500 メートル以内に位置することから、第２種農地と判断されます。 ７番、本件受人は、不動産・建築工事業を主な業務とする法人でございます。 この度、住環境が良く、松山市中心部へのアクセスも良い本申請地を取得し、建売住宅 11 区画を販売したいとしております。

	なお、申請地は、都市計画区域外に位置しているため、開発許可は不要でございます。 本申請地の農地区分は住宅、事業所等が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第２種農地と判断されます。 また、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 ８番、本件受人は、運送事業やクレーン事業等を行う法人でございます。 業務の拡大に加え、既存施設周辺の住宅が増加し、安全の確保が困難となったことから、既存施設の一部を処分し、新たな拠点を確保するため、昨年、転用許可を受けた土地に隣接する本申請地を、露天駐車場及び露天資材置場として一体利用したいと申請に及んだものでございます。 本申請地の農地区分は、松山市役所北条支所粟井出張所からおおむね300メートル以内に位置することから、第３種農地と判断されます。 以上でございます。
寺井克之会長	それでは、地元委員からの補足説明をお願いします。 ５番の案件は、１,000平米を超える案件で、所在地が正岡地区でありますので、徳永茂行推進委員から説明をお願いします。
徳永茂行委員	それでは御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたように、本件譲受人は、主に各種ボイラの製造・販売並びにメンテナンス事業を行っている会社です。 この度、健康増進施設内の駐車場が手狭になったため、本申請地を取得し、健康増進施設の駐車場として利用したく、申請に及んだものでございます。 施工後の維持管理や被害防除もきちんとされるとのことですので、地元としては了承いたします。 本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	７番の案件は、１,000平米を超える案件で、所在地が河野地区でありますので、竹田委員から説明をお願いします。

竹田和司委員	それでは御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたように、本件譲受人は、主に住宅の建築、不動産業を行っている会社です。 この度、申請地を取得し、建売住宅を建築して利用するため申請に及んだものです。 被害防除もきちんとされるとのことですので、地元としては了承いたしました。 本総会での審議をよろしくお願いします。
寺井克之会長	事務局並びに地元説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 なお、この案件につきましては、県許可分であります。 直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。 なお、２番と３番は、優良農地の案件であるため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付をいたします。 次に、議案第６号、「令和６年度　第８号農用地利用集積計画」について議題とします。 御審議をいただく前に、お願いがございます。 本日、御出席いただいております委員が、譲受人の案件がございます。 法律第 31 条の議事参与の制限の規定に基づき、着席のままで結構ですので、退席をされたということで、議事に参加されないようよろしくお願いをいたします。 それでは、事務局の説明を求めます。
越智徹主査	本日の議案について御説明させていただきます前に、訂正をお願いします。

	11ページの番号５について、５筆の利用権設定となっておりますが、その備考欄について、新規のところに借り手変更と記載がありますが、正しくは２段下の更新の備考欄が借り手変更となります。 申し訳ありませんが、修正をお願いいたします。 それでは、御説明させていただきます。 本日の案件16件の内、使用貸借権の設定は35筆、所有権移転が26筆で、設定総面積は６万9,650平米です。 その内訳は、新規が５筆、更新が30筆、売買が７筆、贈与が19筆となっています。 利用権設定について、設定欄が「更新」または「再設定」となっているものはこれまでも利用権を設定していたものになりますので、「新規」のみ説明させていただきます。 10ページ番号２譲受人は約145アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号５譲受人は約19アールを耕作する農業者で、５筆のうち２筆について、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 14 ページからは所有権移転になりますので譲受人単位で説明させていただきます。 番号７の譲受人は、約299アールを耕作する農地所有適格法人で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号８の譲受人は、約389アールを耕作する農業者で、樹園地を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号９の譲受人は、約96アールを耕作する農業者で、樹園地を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号10の譲受人は、約102アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号11の譲受人は、約246アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号12及び番号13の譲受人は、約262アールを耕作する農業者で、樹園地を売買と贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号14の譲受人は、約73アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号15の譲受人は、約80アールを耕作する農業者で、田を贈与により取得し、

	経営規模を拡大するとしています。 　番号16の譲受人は、約52アールを耕作する農業者で、樹園地を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。 　以上の計画の内容は、経営面積及び農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしていると考えます。 　なお、松山市の公告日は、令和６年11月18日となっております。 　以上でございます。 　御審議のほどよろしくお願いします。
寺井克之会長	以上で説明が終わりました。 　本件について御異議等ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 　次に、議案第７号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。 　事務局から説明をいたします。
越智徹主査	それでは、御説明いたします。 　農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望する農地は、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の６第１項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。 　これは税務署の制度で、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第６条第１項第３号の所掌事務により、猶予を受けようとする者が適格性を有するかどうかを判断し「適格者である旨の証明書」を交付することとなっていますので、本日の案件としております。 　最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。 　なお、本件は、適格者証明の発行が相続発生後10ヶ月を経過してしまいますので、

	税務署に確認したところ、相続発生後10ヶ月以内に農業委員会に対して、相続税納税猶予を受けるための申請を行っているならば、税務署に期限内申告書を提出する際に適格者証明書が遅延する理由書を添付することで受け付けるとの回答がありました。 よって、今回審査案件としております。 １番、相続税の納税猶予を受ける相続人は、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして問題がない旨の、地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。 以上でございます。 御審議のほど、よろしくお願いいたします。
寺井克之会長	以上で説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第８号、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
越智徹主査	恐れ入りますが、議案の訂正がございます。 まず、議案書の目次、「番号８、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」件数が98件となっておりますが、正しくは19件ですので、訂正をお願いいたします。 それでは御説明いたします。 農地の相続人が、税務署にて租税特別措置法第70条の６第１項の規定により相続税の納税猶予の適用を受けた農地を、相続後20年間適正な耕作及び管理を継続して行いますと、相続税は免除されます。

	今般、税務署より農業委員会に対し、現地の確認依頼がありましたので、農地の利用状況の確認を行ったものです。 今回報告する案件は19件、98筆です。 うち、耕作されている農地や草刈りを行い、いつでも耕作可能な状態で保全管理されている農地が96筆、納税猶予申請以降に農地の一部に農業用倉庫が建っているものが２筆ありました。 なお、最終的に納税猶予の免除を認めるかどうかは、税務署が判断することとなります。 以上でございます。 御審議のほど、よろしくお願いいたします。
寺井克之会長	以上で、事務局から説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 最後に、議案第９号、「農地法第３条の３の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。 事務局から説明をいたします。
伊賀上大輔次長	それでは御報告いたします。 令和６年９月26日～令和６年10月25日までに、専決処理した案件は19件で、届出内容は、議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を、交付いたしました。 以上でございます。

寺井克之会長	以上で、説明が終わりました。 本件について、御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 以上で、本日の提出議案９件の審議は全て終了いたしました。 次に事務局から連絡事項等あれば、お願いします。
越智徹主査	連絡事項をお伝えいたします。 最初に、委員の皆様の年末調整について、御連絡いたします。 お手元に、封筒でお配りしておりますので、お手数ですが、内容を御確認いただけたらと思います。 御提出が必要と記載のある方は、必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒にて、農業委員会事務局まで、御提出をお願いいたします。 なお、提出期限は11月22日金曜日必着でお願いいたします。 次に、「地域計画」について、御連絡いたします。 現在、興居島、中島については協議の場を設けて、明日は北条の協議の場を設けることとなっております。 残りの地区についても、順次協議の場を設けていく予定でありますので、その日程等について、農林水産振興課の「地域計画」担当より、御説明いただきます。それでは、よろしくお願いいたします。
米田雅史農林水産振興課主任	本日は、地域の農業の将来を考える計画である「地域計画」について、いよいよ旧松山市管内でも作成のための会合を開いていきますので、情報提供をさせていただきます。 御手元に、緑色のカラー刷りの資料セットを御用意ください。 １枚目と２枚目は制度の概要のチラシと、参加意向書のサンプルを付けておりますので、後で御覧いただければと思います。

	今回は、３枚目にあります企画書に沿って御説明をさせていただきます。 まず、企画書１ですが、現在「地域計画」を作っていますが、７月から10月にかけて島しょ部で、11月には旧北条市地域で、それぞれ作成に向けた会合を企画して参りました。 次に今後ですが、ゴールとして、今年度中に効率的な作成事務手続きを完了する必要がございます。 このゴールから逆算しますと、２月 10 日には農業委員会の方から松山市に対して、市内全地域分について、目標地図の素案を提出していただく必要がございます。 そのためには、12月や１月中に残りの各地域で、会合を開いていく必要があるというわけでございます。
橋口慎太郎農林水産振興課主査	この地域での会合ですが、企画書２、３にお示ししているとおり、これまでの「人・農地プラン」ですでに完成している部分もありますので、主には地図の確認になろうかと思います。 先行事例の地区もそのような格好で行ってまいりました。 ４のところで、会合は約１時間程度で、市からの説明や内容の確認を行います。 お越しいただく方は、これまで「人・農地プラン」の参加者、「人・農地プラン」に参加している方を中心に、それ以外の認定農業者の方々等にも御声をかける予定です。 この御案内文書は市役所が郵送いたします。 具体的な日時や会場の予約状況は、御手元の資料、カレンダーを御覧ください。 この内容で各団体に会場を予約していただきました。 なお、１月16日小野地区での開催は、一応予約はしていますが、ＪＡえひめ中央の生産者大会があるということで、日程がもしかすると前後するかもいたしません。
生田真太朗農林水産振興課主査	御覧いただいているカレンダーですが、載っていない地区があると思います。 そちらの御説明になりますが、最後にこういった「地域計画」の策定予定一覧という資料があるので、こちらも御覧いただければと思っております。 カレンダーに載っている地区は、既に「人・農地プラン」があるところを中心に記載しております。

	そうでない地域は、今の既存の「人・農地プラン」がないところ、あとはこの辺りの新玉など、そもそも「地域計画」というのは、市街化区域は作らないことになっていますので、対象ではないというところです。 こちらカレンダーに載っていないところは、一覧のとおり未定とさせていただいております。 これらの地域は、都市化が進んでいるなどの事情があることは承知はしていますが、制度上は先ほど申し上げたように、市街化区域以外は作らなければいけませんので、策定に向けた余地があると考えておりまして、市としては、策定に向けた取組をしたいと考えております。 こちらの未定となっている地区については、担当地区を分ける委員に、今後別途相談させていただきたいと思っていますので、カレンダーとは少し別の動きになるということを御承知おきいただいたらと思います。 「地域計画」の進め方に戻っていただいて、最後の５のところですが、委員の皆様には、担当地区の会合について、可能な範囲で御出席や周知の御協力をお願いできればと思っています。 以上でございます。
越智徹主査	最後に、次回の総会の日程についてです。 通常総会となります第 255 回総会については、12 月 10 日火曜日午前 10 時 30 分から、こちらの会議室で開催する予定ですので、よろしくお願いいたします。 連絡事項は、以上です。
寺井克之会長	以上をもちまして、 本日の第 254 回総会を閉会をいたします。
渡部純三局長	御起立願います。礼。 午前 10 時 54 分閉会